

# ★特集★

## 生徒指導の充実に向けて― いじめ対応のポイントと 重大事態への対応について

### いじめ対応のポイント

令和二年度の盛岡市におけるいじめ認知件数は、一九五二件であり、平成二十八年度からの五年間で、倍増しています。背景として、いじめ防止対策推進法（平成二十五年）における、いじめの定義についての理解が進んだことや、各学校での定期的な個別面談やアンケートの実施により、児童生徒・保護者が、いじめの被害等について、直接、訴える機会が確保されるようになったことが挙げられます。

脅し文句・いやなことを言われる、「軽くぶつかられる・蹴られる」が全体の約7割を占めています。

いじめ事案に適切に対応するためには、各学校策定の「学校いじめ防止等基本方針」を適切に機能させていくことが重要です。次に挙げる点が基本方針を実効化するポイントです。

**ア・いじめの定義についての共通理解と学校としての認識**

校内研修等を通して、全教職員が、いじめの定義を正確に理解することが、初期段階で、いじめに気付くために大切です。その上で、全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」が「学校いじめ対策組織」に報告され、学校として、いじめかどうかの判断をすることが求められます。

### イ・対応方針の決定

認知したいじめについて「学校いじめ対策組織」で、具体的な対応を協議し、校長が決定します。ただし、行為の軽重や緊急性によって、学級担任等がその場で対応し

たり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定されます。

**ウ・対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言**

決定した方針に基づき、学級担任等が、当該児童生徒や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策組織」に報告し、次の対応等について助言を受けます。特に、被害・加害双方の児童生徒の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、複数の教職員で対応する等、十分な配慮が必要です。

**エ・対応記録を残す**

全事例について、「学校いじめ対策組織」が定めた共通の様式で、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのように対応したか、児童生徒はどのように話したか」等の記録を残し、全教職員が確認できる方法で保管します。

**オ・解消の確認**

表面的かつ安易な判断により被害児童生徒への対応を終えてしまうことがあってはなりません。解消されたかどうかについては、「いじめ防止等のための基本的な方針」に示されている、①相当の期間（三か月を目安）いじめに係る行為が止んでいること、②

### いじめ重大事態への対応

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、を含め、「学校いじめ対策組織」が当該児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

学校の組織的な対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得ます。重大事態に相当するようないじめについては、被害児童生徒の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められます。そのために、特に次の点に留意することが必要と言えます。

### ア・「重大事態」の定義の理解

年に一回以上は、全教職員で、いじめ防止対策推進法第二十八条第一項に規定されている定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深めることが、事案へ適切に対処するために重要です。

### イ・被害児童生徒の支援と加害児童生徒の指導・支援

被害児童生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送れるようになるまで、全教職員による見守り体制を構築する等、徹底した支援を

行います。また、加害児童生徒の更生に向けた指導・支援にも努めます。それぞれの方針については、双方の児童生徒の保護者に説明し、理解を得るとともに、対応の結果について、定期的に報告することが不可欠です。

**■いじめ防止対策推進法（平成 25 年）におけるいじめの定義**

**第 2 条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**【法第 28 条第 1 項第 1 号に該当する重大事態】**  
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
法第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、  
○ 児童生徒が自殺を企図した場合  
○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合  
○ 精神性の疾患を発症した場合  
などのケースが想定される。

**【法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する重大事態】**  
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
法第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手が必要である。